日本高野連の盛岡誠桜高校野球部に対する厳重注意

- 高校運動部活動と競技団体の規則との関係-

2024年2月27日 望月 浩一郎

1 事案の概要

1 NHK は、2024年2月19日「盛岡誠桜高 不祥事疑う事案の報告等応じず高野連が厳重注意」の見出しで、「高野連によりますと、去年8月に盛岡誠桜高校で不祥事が疑われる事案があると岩手県の高野連に情報提供があり、学校に対して、4回にわたって調査の実施と結果の報告を求めたということです。しかし、学校側から岩手県の高野連に報告はなく、日本高野連は、日本学生野球憲章の報告義務に違反しているとして今月16日までに2回にわたって、学校に厳重注意したことを明らかにしました。高野連によりますと、加盟校が調査や報告に応じないケースは前例がないということで、高野連は、今月26日までに改めて調査と報告を求め、応じない場合は、処分を決める日本学生野

球協会への上申を検討するとして *1 います。」と報じた。

筆者が web 上で確認した範囲で、デイリースポーツ、スポーツ報知、日刊スポーツ、サンスポ、毎日新聞等が同様の報道をし、多くの地方紙も通信社の配信記事を報道し



2024年2月19日 NHK

- *1 学生野球団体については、次のとおり略称する。
 - 公益財団法人日本学生野球協会⇒日本学生野球協会
 - 公益財団法人日本高等学校野球連盟→日本高野連
 - 岩手県高等学校野球連盟盟⇒岩手県高野連
 - 日本学生野球憲章→憲章

た。

- 2 盛岡誠桜高校野球部でどのような憲章違反行為が生じた疑いがあるのかという点については、スポーツ報知は、「憲章違反が疑われる事象は、複数の3年生部員が引退後に飲酒・喫煙した件、1年生部員に対する監督の暴言、副部長が授業中に生徒に暴言を浴びせた、との3件。」と報じている。
- 3 一方、盛岡誠桜高校側の主張は次のとおり報じられている。
 - 「(日本高野連の説明では)学校側が「学校の自治」等を理由に拒否。その後も、日本高野連が求めてきたが、従わない状況だという。」(毎日)
 - 「一方で学校側は『教育機関として必要な調査は行っている』としています。」、「学校側は NHK の取材に対して引退した 3 年生による飲酒事案や、野球部に関わる教員による、不適切な言動等があったとした上で、『退部届を出したあとの事案で高野連に報告する必要はない。教育機関として必要な調査や処分は行っている』」(NHK)
 - 「同校は岩手県高野連に抗議文書を提出しており、飲酒・喫煙は部員の退部届提出後であること、暴言は授業中の出来事等として、報告義務はないと主張している。 『教育現場を顧みない高野連の傲慢な姿勢』と真っ向から対立する姿勢を示し、処分が実施されれば、取り消しと慰謝料を求めて提訴する見解も示している。」(スポーツ報知)
 - 「(日本高野連の説明では)同校は学校の自治等を理由に拒否。」「盛岡誠桜の附田 政登校長は共同通信の取材に対し、学校側で調査を行ったと主張。飲酒した 3 年生 は既に自主退学した点や、副部長の暴言は野球部指導とは無関係な点等を挙げ『調 査を拒否しているわけではない』と説明した。同校が日本高野連と岩手県高野連に宛 てた文書では『教育現場を顧みない高野連の傲慢な姿勢であり、断固抗議するととも に撤回を求める』等としている。」(サンスポ)

2 なぜこの文書を作成・公表しようとしたのか

- 1 盛岡誠桜高校は、「暴言は授業中の出来事」、「副部長の暴言は野球部指導とは無関係」という理由から報告をする必要がないと主張していると報じられている。
- 2 かつて、公益財団法人日本バスケットボール協会は、高校バスケットボール部活動中の同協会の倫理規程(基本規程)違反行為についての対応は、学校に任せて、基本的に関与しないという対応をしていた。これは、高校バスケットボール部の不祥事について、学校の措置を優先し、競技団体は関与すべきではないという判断の元になされた運用ではない。「そこまで競技団体は手が回らない」という日本バスケットボール協会の現実的な事情からであった。

桜宮高校バスケットボール部監督による「暴力・暴言・ハラスメント」により部員の一人が自死するという問題が、2012 年 12 月に生じ、大きな社会問題となった。この問題に対して、日本バスケットボール協会が傍観していることに対して疑問の声や批判が生じた。

日本バスケットボール協会は、それまでの運用を変更し、学校で起こった指導者の不祥事ー法令違反行為、日本バスケットボール協会基本規程違反行為についても制裁を科す方向に方針を変更した。

- 3 筆者は、当時、日本バスケットボール協会裁定委員の一人として、前項の方針変更に際 して、
 - 競技団体が学校運動部、同部員、同部指導者(教員)に対する制裁を科すことと、
 - 「学校自治」=学校の自主的・自律的な運営について、

関係を整理する作業を担当した。

4 このような経験を有しているため、従前の議論の到達点を踏まえて、盛岡誠桜高校の「学校側が『学校の自治』等を理由に日本高野連の調査・報告の求めを拒否する」ことの 当否について、議論を整理する視点を提供できると考えて、本文書を作成し、公表したも のである。

- 3 学校の運動部は競技団体のコントロールを受けないのか?
- 3.1 学校の運動部が競技団体に加入するか否かは学校の自由
- 1 学校部活動は、

「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。」

と定められている。学校部活動は「学校教育の一環」である。

学校運動部が競技団体の主催する大会に参加する等、競技団体の登録団体として活動する場面では、当該運動部は、各競技団体の加盟団体として、競技団体の規則に服さなければならない。

競技団体の大会への参加のみならず、練習試合、校内での練習等を含めて、部活動が競技団体としての活動として行われている場面では、学校の教育活動としての側面と 競技団体の活動としての側面の両面を有することとなる。

2 この例外は存在する。2014年に注目を浴びた芦屋学園高校「ベースボールクラブ」は その一例である。

インターネットメディアでは、「芦屋学園ベースボールクラブの挑戦!」として、次のように 報道されている。

「中・高・大の 10 年一貫指導で競技者たちを育成する。プロ野球やメジャーリーグを 目指す競技者たちに元プロ野球競技者を中心とした高い指導レベルの下で後押しする。 そんな理念を掲げ、今年度始動した芦屋学園ベースボールクラブ。『ベースボールファ ーストリーグ(BFL)』に所属する兵庫ブルーサンダーズの下部組織であり、芦屋大学が

^{*2} 高校学習指導要領(平成 30 年告示)の「第 1 総則 第 6 款 学校運営上の留意事項」。

^{*3} 高校野球ドットコム https://www.hb-nippon.com/2014/04/30/1625636/

二軍。この日集まった中・高校生 18 名はその下の育成軍という位置づけとなる。」と報じられた。

芦屋学園高校「ベースボールクラブ」は、「日本高野連には属さない『クラブチーム』である」ため、甲子園出場を目指す資格はなく、高野連に加盟しているチームと練習試合をおこなうことも許されないが、そのことを承知で 18 名の球児たちは芦屋大学ベースボールクラブの門を叩いたのだ。」(芦屋学園広報課西田健一課長の説明)と紹介された。

- 3 芦屋学園高校「ベースボールクラブ」は、日本高野連に加盟していない。野球に限らず 運動部活動が競技団体に加盟するか否か、どの競技団体に加盟するかは、各学校の判 断である。学校は、当該学校運動部が、どの競技団体に加盟するか否かの判断権を有し ている。
- 4 盛岡誠桜高校の選択肢の一つは、芦屋学園高校「ベースボールクラブ」と同じように、 同校野球部を日本高野連に加盟させないという道である。この場合には、
 - ① 日本高野連のルールに縛られることはなく、
 - ② 憲章を遵守する義務も負わず、
 - ③ 日本学生野球協会の各種規則を遵守する義務も負わない。

3.2 学校運動部が競技団体に加入する以上は競技団体のルールも守らなければならない

1 競技団体は加盟するチーム・競技者について、登録資格・要件に関する規則、加盟団体・登録者として守るべき規則等様々な規則を定めている。高校の運動部が「教育の一環」の活動であっても、高校運動部のチーム・競技者が、自ら競技団体の規則を守ることを前提に競技団体に加盟する以上は、登録チーム・競技者として競技団体の規則を守ることを必要がある。

^{*4} 日本学生野球協会の関係規則は、同協会ホームページで確認できる。 https://www.student-baseball.or.jp/charter_rule/rule/rule.html

2 日本学生野球協会の「注意・厳重注意及び処分申請等に関する規則」第 6 条は次の とおり定めている。

「(加盟校の事案の調査と報告)

第 6 条 加盟校の校長は、当該校の関係者について、本憲章に違反する事実があると考え、又は本憲章の理念を実現するために注意・厳重注意が必要と考えられるときは、直ちに、事実関係を調査し、各都道府県高校野球連盟に次の事項を報告する。

- ① 校長が認定した事実
- ② 関係者の弁明の内容
- ③ 校長がとった措置
- ④ 校長の所見及びその他審議に関する必要な事項
- ⑤ 当該事案に関する新聞報道記事の写し等関連資料

(第2~4項引用略)

5 都道府県高校野球連盟は、加盟校の関係者について、本憲章に違反する事実があると考え、又は本憲章の理念を実現するために注意・厳重注意が必要と考えられるときは、加盟校の校長に第1項の報告を求めることができる。」

日本高野連に加盟する野球部の最高責任者である校長は、当該野球部を代表して、

- *5 日本学生野球協会規則である「注意・厳重注意及び処分申請等に関する規則」は、 日本高野連を対象とした「注意・厳重注意及び処分申請に関する規則(日本高野連)」と 「注意・厳重注意及び処分申請に関する規則(全大学野球連盟)」と 2 種類がある。本文 書では前者のみを扱うので、本文のとおり略称とする。
- *6 憲章第7条は次のとおり規定している。

(加盟校及び指導者の責務)

- 第7条 加盟校の校長は、本憲章に基づく加盟校の義務を遂行するための最高責任者である。
- 2 加盟校の校長は、適任者として認めた教員から当該加盟校の部長を選任する。全日本大学野球連盟及び日本高野連は、それぞれ教員の範囲を定める。
- 3 加盟校の校長は、適任者として認めた者から当該加盟校の監督、コーチ等指導者を選 任する。
- 4 全日本大学野球連盟及び日本高野連は、それぞれ、加盟校の校長が、前 2 項により 選任した者について、必要に応じて説明を求めることができる。

当該野球部に関して生じた憲章違反行為について報告義務を負い、都道府県高校野球連盟は、校長が当該野球部に関して生じた憲章違反行為について報告を求める権限がある。

校長の「報告」は、(同規則)第6条第1項の内容について「事実関係を調査」した上での報告でなければならない。

「報告書」との表題の文書が提出されても、それが、(同規則)第 6 条第 1 項の内容について「事実関係を調査」した上での報告となっていなければ、同規則に基づく校長の義務は履行されたことにならない。

- 3 報道からは、盛岡誠桜高校校長が、
 - 上記報告義務全般を否定しているのか、
 - 上記報告義務は否定しないが、憲章違反行為の一部一「飲酒・喫煙は部員の退部 届提出後であること」、「暴言は授業中の出来事等」であることを理由として、報告義務 の一部を否定しているのか、

必ずしも明確でないが、報道全体を見ると後者の主張のように思える。

4 学校運動部は、競技団体に加盟をするか否かの自由を有するのであり、自ら競技団体 に加盟するという選択をした以上は、競技団体の加盟団体として競技団体のルールを 遵守する義務が生じる。

学校運動部が、

- ① 競技団体に加盟しないことで、競技団体の規則を遵守する義務から免れる自由はあるが、
- ② 競技団体に加盟する道を選択し、かつ、競技団体の規則を遵守する義務はないとする「自由」はない。競技団体に加盟する段階で、加盟団体の規則を遵守することを承認しているからである。

この結論を否定する意見はないであろう。

- 4 「飲酒·喫煙は部員の退部届提出後」であることをどのように評価するのか
- 4.1 違反行為を免れるための自主的な辞任等を阻止する制度
- 1 法令・規則違反行為が生じた場合に、制裁を免れるために、調査を長引かせ、退任等により制裁義務を免れるという行為はしばしば見られる。
- 2 著名な事件として、「安川裁判官事件」がある。

簡易裁判所裁判官が、1980年、担当事件の被告人との間で「執行猶予になるか、実刑になるかは私の手中にある。」等と脅して不適切な関係を結び、最高裁から罷免訴追を請求された。

当該裁判官は、訴追手続中に、町長選に立候補、公職選挙法第 90 条によって自動的に裁判官退職となり、訴追手続は終了した。

この事件後、裁判官弾劾法が 1981 年に改正され、最高裁等から罷免の訴追を請求 されている裁判官については、公職選挙法第 90 条の規定は適用しない改正がなされ、 このような制裁逃れの道を塞いだ。

- 3 競技団体の規則も、同様な制裁逃れを許さないための規則整備を行っている。公益財 *7 団法人日本スポーツ協会は、「登録者等処分規程」第4条第2~3項で、以下のとおり 定めている。
 - 2 本会は、前条に定める遵守事項に違反した時点及び処分を行う時点のいずれにおいても登録者等に該当する者に対し、処分を行うことができる。
 - 3 前項の定めにかかわらず、本会は、登録者等の区分ごとに定められた以下の要件を満たす限り、処分時点において登録者等の地位を有しない者に対しても処分を行うことができる。
 - (1)公認スポーツ指導者

本会が違反行為を把握し記録した時点において登録者等の地位を有している

https://www.japan-sports.or.jp/cleansport/tabid1357.html

^{*7} 日本スポーツ協会ホームページ トップページ〉暴力根絶に向けた取り組み〉【特設ページ】登録者等処分規程のポイントに規程は収録されている。

こと

(2)スポーツ少年団登録者

遵守事項に違反した時点から1年間が経過していないこと

この規定は、公認スポーツ指導者又はスポーツ少年団登録者が、「登録者等処分規程」に違反した行為について、自主的な登録抹消手続や登録期間満了等により、公認スポーツ指導者又はスポーツ少年団登録者の地位にないことを理由として制裁を免れることを許さないために追加改正されたものである。

4 多くの競技団体も同様の規程を定めている。日本学生野球協会もこの例外ではなく、 2020年10月2日、「注意・厳重注意及び処分申請等に関する規則」を改正し、次の規 定を追加した。

(注意・処分等に関する確認事項)

第 5 条の 2 日本高野連は、部員、選手、指導者、審判員又は学生野球団体の役員が処分の対象となる事実が生じた時点において部員、選手、指導者、審判員又は学生野球団体の役員の地位を有している限り、事後その地位を喪失したとしても、注意・厳重注意に処し、又は日本学生野球協会に対して処分申請を行うことができる。

5 したがって、日本高野連に加盟する野球部員であった時期の憲章違反行為について、 調査・制裁が行われる時点で野球部を退部していることをもって、憲章の定める制裁手 続を免れることはできない。

4.2 競技団体の登録チーム・競技者の登録抹消手続

- 1 学校運動部におけるチームと部員は、
 - 「学校教育の一環」として学校管理下にあるという側面、
 - 競技団体の加盟団体・登録競技者という側面、
 - の2つの側面があることは前述のとおりである。

そのため、運動部員は、

(1) 学校内の運動部員となる手続は、学校内の運動部員登録手続及び退部手続に従

うこととなり、

- (2) 競技団体の登録競技者となる手続は、競技団体の登録手続及び登録抹消手続に 従うこととなる。
- 2 前項の両者の手続は、別個のものである。また、多くの場合両者の手続は連動せず、個々の手続を必要とする。そのため、
 - 学内の運動部員としての登録が完了しても、競技団体の登録手続が未了であれば、 競技団体の登録未了となり、
 - 学内の運動部員としての退部手続が完了しても、競技団体の登録抹消手続が未 了であれば、競技団体の登録抹消未了となる。

競技団体が、登録時期及び登録抹消時期を明確にする規定を設けていることは、

- ① 登録と連動する傷害・賠償保険の補償の期間を明確にする、
- ② デートバックした届出等で制裁を免れようとする違法行為を防ぐ目的もある。
- 3 競技団体の多くは、登録手続に関する規程を整備している。日本高野連のホームページ上では、
 - 大会参加登録に関しては、「大会参加規程」を定め、「全国高校野球選手権大会、 全国高校軟式野球選手権大会(いずれも地方大会を含む)、選抜高校野球大会、その 他日本高野連主催による大会参加者及び国民体育大会参加者」の登録に関する規 程が存することは確認できるが、
 - 野球部、野球部員の登録は、各都道府県高校野球連盟を通じて登録することとなっているが、規則関係は確認できない。

同様に、岩手県高野連のホームページ上でも、野球部、野球部員の登録に関する 規則は確認できない。

4 岩手県の高校野球関係者から得た情報では、岩手県高野連への野球部、野球部員の登録手続は、インターネット上のシステムで行われている。この情報が正しければ、盛岡誠桜高校の主張である「飲酒・喫煙は部員の退部届を出したあとの事案で高野連に報告する必要はない。」という主張の当否は、部員の憲章違反行為が行われた時期の問題

であり、

- 学内の運動部員としての退部手続も競技団体の登録抹消手続も完了した後に、「元部員が憲章違反行為をした」という事実であるならば、盛岡誠桜高校の主張が正しく、
- 学内の運動部員としての退部手続だけが完了しており、競技団体の登録抹消手続は完了していない時期に、「元部員が憲章違反行為をした」という事実であるならば、 盛岡誠桜高校の主張は誤りとなる。
 - 5 「副部長の暴言は野球部指導とは無関係」であれば、日本高野連へ の報告義務はないのか。
 - 5.1 運動部指導者·部員の不祥事について、競技団体が関与できるのは、運動 部活動中の行為に限るのか
- 1 盛岡誠桜高校は、「暴言は授業中の出来事」、「副部長の暴言は野球部指導とは無関係」という理由から報告をする必要がないと主張していると報じられている。
 - このような議論は、労働関係外の私的領域での労働者の懲戒処分事由該当行為を理由とする懲戒処分が許されるかという問題と共通する。
- 2 労働関係外の私的な領域での労働者の犯罪行為を理由として、使用者が労働者に対する懲戒処分ができるのか。労働関係上の行為でない、私的な生活における法違反行為についても就業規則に基づく懲戒事由として、「犯罪行為により著しく会社の名誉又は信用を失墜させた場合」として懲戒処分をすることができるのかという問題である。
- 3 私的行為についても、「従業員の私生活上の言動は、事業活動に直接関連を有するもの及び企業の社会的評価の毀損をもたらすもの」が「企業秩序維持のための懲戒の対象」となると解説されている。判例上も「国鉄中国支社事件(最一小判昭 49.2.28 民集 28 巻 1 号 66 頁)は、従業員の職場外の職務遂行に関係のない行為であっても、企業秩序に直接関連するもの及び企業の社会的評価を毀損するおそれのあるものは企業秩序

による規制の対象となると判示して、組合活動に関連した公務執行妨害行為を理由とする懲戒免職処分」は有効とした。鉄道会社の従業員の電車内での痴漢行為につき懲戒解雇を有効とした裁判例一小田急電鉄事件【東京高判平 15.12.11 労判 867 号 5 頁】 が紹介されている。

- 4 生徒と高校との間の在学契約でも、私的な行為についても、学校が懲戒処分を下している例は稀ではない。学校と関係ない私的生活の違法行為であっても、
 - 大麻・覚せい剤使用等の薬物犯罪
 - 刑法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等 に関する法律等に違反した性犯罪
 - 重大な刑法犯罪

等については、学校が退学等の重い制裁措置を講じている。

- 5 競技団体も同様である。競技団体の活動外の倫理規程違反行為については、その全てではないが、一定の範囲については、競技団体としての制裁の対象としている。
- 6 この点を明示的に定めているのが日本スポーツ協会「登録者等処分規程」である。第 3 条は、遵守事項についての規定であるが、
 - (1) 第 1 項で「スポーツ活動又はこれに準じる活動に関連」する行為について守るべき行為を定め、
 - (2) 第 2 項で「スポーツ活動又はこれに準じる活動に関連」する行為であるか**否かを** 問わず守るべき行為について定めている。

(遵守事項)

- 第3条 登録者等は、スポーツ活動又はこれに準じる活動に関連し、次の各号に 定める行為を行い、もって本会の秩序、名誉又は信頼を害してはならない。
- (1) 暴力・暴行その他の身体的虐待
- (2) 暴言その他の精神的虐待
- (3) 性的虐待
- (4) セクシュアル・ハラスメント

^{*8} 菅野和夫「労働法(第9判)」428~9頁

- (5) パワー・ハラスメント
- (6) アルコール・ハラスメント
- (7) その他のハラスメント
- (8) 無視・ネグレクト
- (9) 不適切又は不合理な指導
- (10) 差別的言動
- (11) 試合の不正操作
- (12) 違法なスポーツベッティング
- (13) ドーピング
- (14) スポーツ活動又はこれに準じる活動の関係者の名誉毀損
- (15) スポーツ活動又はこれに準じる活動の関係者のプライバシー侵害
- 2 前項各号のほか、登録者等は、次の各号に定める行為を行い、もって本会の秩序、名誉又は信頼を害してはならない。
- (1) 薬物の乱用(大麻、麻薬、覚醒剤等を含むがこれに限らない)
- (2) 登録者等としての職務又は地位を利用して自己又は第三者の利益を図り、若しくは第三者を害すること
- (3) 登録者等としての職務又は地位に関連して受領する補助金に関連して、要綱等に違反し、又は不正を行うこと
- (4) 反社会的勢力と関係を有すること
- (5) 第三者が前項各号又は前各号に定める行為を行うことを教唆し、幇助し、若しくはこれを是正すべき義務を有するにもかかわらずこれを放置すること、又は適切な対応を行わないこと
- (6) 前項各号又は前各号に定めるもののほか、各種法令及び本会が定める規程に違反すること
- (7) その他スポーツの健全性及び高潔性を損ねること
- 7 以上のとおり、単に、「運動部活動中の行為でない」ことを理由に競技団体が一切制裁を科さない」とする運用はされておらず、このような運用を誤りであるとする解釈を主張する見解にも接したことはない。これは、競技活動外の行為であっても競技団体の活動として相応しくない行為をした者の競技活動については認めるべきではないという社会的な共通認識を背景としている。

著名事件である関東学院大学ラグビー部の2007年大麻事件の概要を紹介する。 関東学院大学ラグビー部員が、マンションの自室で大麻草を栽培していたことが発覚 し、大麻取締法違反容疑で逮捕された。

大学は、「個人の問題なので他のメンバーに責任がない」として他の部員で残りの試合を行う予定にしていた。しかし、「社会の常識にそぐわない」との批判を受けて、年度内の部活動自粛と事実上優勝を決定していたリーグ優勝の返上を決めた。

逮捕された2人は逮捕された日に退部処分とされ、監督は3か月の活動停止処分、部長は辞任となった。

大麻取締法違反行為は、大学内で行われた行為でもなければ、大学ラグビー部活動中の行為でもない。

しかしながら、逮捕された 2 人は学内では退部処分となり、大麻取締法違反行為に荷担していない、部長・監督も監督責任を問われ、チームも試合出場を自粛した。

さらに、犯罪行為と評価されない行為一著名な競技者の不倫報道等一であっても、競技団体が制裁を科すケースさえある。

- 8 前項の現状については個々に当否を検討すべきであるが、少なくとも、次の 2 点は指摘できる。
 - 一つは、「運動部活動中の行為でない」ことを理由に競技団体が一切制裁を科さない」とする運用は社会の常識と乖離しており、現実の競技団体の運用でもない。
 - 二つは、法令違反の中には、刑罰法規の違反のみならず、行政法や労働法違反に対する違反もあり、また、刑事法違反の中には、故意犯から過失犯まで様々な場合があるが、競技団体に登録をしている指導者・競技者等のこれらの違反行為の全てに対して、競技団体として制裁を科すという運用をしている競技団体もない。例示すれば、競技団体に登録をしている競技者の道路交通法違反事件の全て一例えば道路交通法の一時停止違反行為まで、競技団体が制裁を科している例はない。

5.2 運動部活動外の指導者·部員の不祥事については、競技団体はどこまで 関与すべきなのか。

- 1 運動部活動外の指導者・部員の不祥事については、競技団体はどこまで関与すべき なのかという問題は、競技団体に共通する問題である。具体的に検討するのがわかりや すいため、学生野球を例に説明する。
- 2 憲章が、憲章違反に対する制裁を科す目的は、「学生野球団体、野球部、部員、指導者、 審判員、学生野球団体の役職員及び審査員」が憲章を遵守することにある。
- 3 運動部の「部員、指導者、審判員」が、法の定めに反した行為をした場合は、法違反行 為であり、かつ、処罰規定があれば処罰を受ける。「20歳未満の飲酒行為」を例にとって、 検討する。
 - (1) 「二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律」を例にして考えると、この法律に違反する「20歳未満の飲酒行為」は、同法違反行為となる。
 - (2) 多くの高校は、校則をもって生徒に対して「20歳未満の飲酒行為」を禁じている。
 *9
 「20歳未満の飲酒行為」は、校則違反として、学校における制裁の対象ともなる。
 - (3) 憲章は「学生野球の基本原理」の一つとして、「学生野球は、法令を遵守し、健全な社会規範を尊重する。」(第2条第3号)と定めているため、「20歳未満の飲酒行為」は憲章違反行為ともなる。
 - (4) すなわち、部員の20歳未満の飲酒行為は、

一つは、年齢の問題である。高校関係者からの情報では、高校の校則の多くは、「20歳未満の飲酒行為」ではなく、「高校生の飲酒」を禁じているということである。この両者の違いは20歳以上の高校生について差異が生じる。

もう一つは、ノンアルコールビールなどである。「酒類」の定義は、酒税法にあり、「この法律において「酒類」とは、アルコール分一度以上の飲料(薄めてアルコール分一度以上の飲料とすることができるもの(略)をいう。」(第2条)と定められている。高校の校則では、アルコール分1度未満のアルコール飲料類似の味を有するノンアルコールビールなども禁止されている例が多いという。飲酒行為の入口となるという理由である。

^{*9 「20}歳未満の飲酒行為」については、細部で2つの論点がある。

- ① 「二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律」違反であり、
- ② 学校が定めた校則違反であり、
- ③ 競技団体の規則である憲章違反行為となる。
- 4 前項の違反行為に対して、①国、②学校、③競技団体がそれぞれ制裁を科すことは可*10 能である。

しかしながら、

- それぞれの制裁を併科することが相当と考えるか、
- いずれかの制裁を優先すべきかー他の制裁は謙抑的な運用となる、 については検討すべき課題である。
- 5 「部員、指導者、審判員」の憲章違反行為に対して、日本学生野球協会が関与する必要性は次のとおりである。
 - (1) 違反行為の場面との関係で大別すると、
 - 野球部活動中の行為、
 - 野球部活動と関連がある行為、
 - 野球部活動と無関係な行為に分類できる。

憲章が、学生野球活動における規範であることに照らせば、

- (a) 「野球部活動中の行為」についての憲章違反行為について、日本学生野球協会 が関与する必要性が最も高く、
- (b) 「野球部活動と関連がある行為」⇒「野球部活動と無関係な行為」の順に日本学 生野球協会が関与する必要性は低下する。
- (2) 野球部とは無関係な私的活動の場面であっても、様々な事情から日本学生野球協会が関与しなければならない場面は生じる。

^{*10 「}二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律」は、飲酒した者に対する処罰規定はなく、飲酒させて者に対する処罰規定を定め、さらに、酒を行政処分としての没収の対象としている。

憲章違反行為が野球部活動外で行われたものであっても、違反行為者が学生野球活動に参加することで悪影響を与える可能性が高いと判断される場合には、学生野球活動に関与させることを禁じ、憲章の基本原理に基づく学生野球を守る必要がある。

- 6 「悪影響」の有無の判断の視点は、
 - ① 違反行為の重大性、
 - ② 違反行為者に対して制裁を科さずに学生野球活動に参加させることで、違反行為者が学生野球活動領域での同様の違反行為をする恐れがあるか、
 - ③ 違反行為者に対して制裁を科さずに学生野球活動に参加させることで、他の学生 野球活動に参加をしている生徒が同様の違反行為をすることを誘発しないか、 という3点である。

これら3点の視点において、当該違反行為者が再度学生野球活動に加わることを許すためには、同人が更生し、違反行為者が学生野球活動に参加することで悪影響を与える可能性が低下し、学生野球活動に関与させても憲章の基本原理に基づく学生野球が守られると判断される必要がある。

この判断は、法違反行為についても、違反行為に対する制裁を解除し、社会生活に復帰させるかという視点でも行われている。

学生野球活動への復帰という点も共通な部分がある。しかし、学生野球は、国民が等しく教育を受ける権利を実現すべき学校教育の一環であり、教育課程にある生徒・学生を対象としている点において、より慎重な配慮が求められる。

- 7 日本学生野球協会・日本高野連が対応する必要性が高い類型についていくつかを紹介すると以下のとおりである。
 - (1) 重大な刑法犯罪行為。

行為の重大性にかんがみ、学生野球活動において生じた場合の影響の重大性がある。最近では、高校野球指導者が嘱託殺人罪で有罪判決を受けた事案がある。

(2) 薬物犯罪·性犯罪行為。

- (a) 違法薬物の使用・薬物の濫用が、運動部活動を契機に広がることは、昨今の大学・高校の大麻問題等で知られているところである。
- (b) 薬物犯罪・性犯罪行為は、繰り返されることが知られており、他の犯罪類型に比して慎重な対応が求められる。
- (3) 「暴力・暴言・ハラスメント」行為
 - (a) 指導に伴い生じる場合があり、授業や生徒指導等で生じた場合は、運動部活動 指導においても、「暴力・暴言・ハラスメント」としても生じる可能性が認められる。
 - (b) 生徒間のいじめ行為等は、教室内で生じた場合であっても、部活動中において も生じる可能性が認められる。
- (4) 教育職員等による児童生徒に対する性暴力等の問題が重視されていることは、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が衆参両院の全会 一致により成立し、令和3年6月4日に公布されたことにも示されている。
- (5) 重大な道路交通法違反行為。

飲酒運転、酒気帯び運転や危険度が高い道路交通法違反行為については、厳しい評価が下され、地方公共団体からも厳しい懲戒処分の対象となっている。教育の一環としての学校運動部活動であることに鑑み、競技団体としての適確な対応が求められている。

- (6) 20 歳未満の飲酒・喫煙については、部活動による生徒間の関係が違反行為が広がる場面となることが知られている。
- 8 日本学生野球協会・日本高野連が対応する必要性が高いと評価される前項の類型については、違反行為が野球部活動外で行われたものであっても、違反行為者が学生野球活動に参加することで悪影響を与える可能性が高いと判断され、更生がなされるまでは、学生野球活動に関与させることなく、憲章の基本原理に基づく学生野球を守る必要がある。

そのために、日本学生野球協会や日本高野連は、違反行為者に対して、

① 制裁を科し、違反行為者を学生野球活動から排除し、

- ② 違反行為者が学生野球活動に再度参加することを許す前提としての再教育システム等を受ける機会を与え、
- ③ 違反行為者が学生野球活動に再度参加しても悪影響を与えないことを確認した上で、学生野球活動への復帰を許す、

という手続をとる必要がある。

9 一方で、学生野球活動とは無関係な私的活動の場面における社会的な規範の違反行為であっても、その違反が軽微なものであり、かつ、学生野球活動との関係性が希薄な場合には、社会的なルールによる制裁に任せ、学生野球団体が独自に制裁を科すことは謙抑的であることが相当である場合もある。

例えば、交通違反等の行政法違反行為、刑事罰の対象であっても交通事故のような 過失犯であって被害も軽微なものについて、憲章に違反すると評価される行為について、 全て憲章違反行為として制裁を科すのは相当でない。現在の日本学生野球協会審査 室の運用においても、このようは配慮はなされている。

10 以上を整理すると、日本学生野球協会が関与する必要性は、下記の表の

A > (B or C) > D の順となるとなる。

日本学生野球協会が制裁を科し、日本高等学校野球連盟が指導をする必要性

		憲章違反行為の重大性	
		大	小
憲章違反行為と競技団体の活 動との関係性	大	А	В
	小	С	D

5.3 「暴言は授業中の出来事」、「副部長の暴言は野球部指導とは無関係」という理由から報告を拒絶することは相当か

1 上記のとおり、野球部指導者である教員による授業中あるいは生徒指導中といった、野球部指導と無関係な場面での生徒指導での「暴力・暴言・ハラスメント」を行う者は、野球部指導をする場合にも「暴力・暴言・ハラスメント」をする可能性が認められる。

そのため、日本高野連は、憲章及び「注意・厳重注意及び処分申請等に関する規則」 に基づき、①憲章違反行為について調査をし、②憲章違反行為に至った経過、③憲章 違反行為の態様、④その結果生じた生徒の被害等の事情を調査して、

- 制裁を科し、違反行為者に高校野球部活動から排除する、
- 違反行為者を高校野球部活動に再度参加させるために必要な教育システム等を 受ける機会を与える、
- 違反行為者が高校野球部活動に再度参加しても悪影響を与えないことを確認した 上で復帰を認める、
- ことの要否を検討するのは、日本高野連の憲章を守るべき責務である。
- 2 野球部指導者による「暴力・暴言・ハラスメント」が認められても、競技団体が、前項の責務を果たす必要がないとする特段の事情が存する場合もある。このような場合には、日本学生野球協会あるいは日本高野連が、前項の措置を講じないことになる。しかし、このような「特段の事情」の有無は、調査をしなければ判明しないため、このような場合が存する事をもって、調査自体を拒絶する理由とはならない。
- 3 本件にあてはめれば、盛岡誠桜高校の対応は、岩手県高野連が報告を求めた憲章違 反行為である暴言が授業中に行われたことを理由に、報告する義務を否定するのは相 当でないと考える。

6 競技団体による制裁と制裁を受けた指導者が学校内で行う教育活動との関係

- 1 本事案では、争点となっていないが、競技団体が学校野球部、教員である指導者及び 生徒である部員に対する制裁をした場合に、その制裁の効力と学校における部活動、教 員としての活動、部員の活動に対して、どのような影響を与えるかという問題がある。
- 2 この問題についても 2013 年に検討をしているため、以下のとおり現在の議論の到達点を紹介する。
- 3 この点も競技団体に共通する問題である。具体的に検討するのがわかりやすいため、 学生野球を例に説明する。

6.1 授業としての野球指導

- 1 日本学生野球協会の制裁の効力は、高校においては、日本高野連に加盟する野球部 活動との関係だけであり、同野球部と同野球部に登録し、野球部活動にかかわる指導者、 部員に対してのみ生じる。
- 2 日本学生野球協会から「謹慎、登録抹消・登録資格喪失、除名」の制裁を受けた高校 野球指導者(教員)に対する制裁の効果は次のとおりである(憲章第 28 条)。
 - 謹慎 処分対象者が個人の場合であって、野球部活動にかかわることの禁止
 - 登録抹消・登録資格喪失 処分対象者が個人、野球部又は学生野球団体であって、学生野球団体へ登録をしている者については登録を抹消し、処分対象者が未登録の場合には、登録資格の喪失
 - 除名 処分対象者が個人であって、学生野球資格の喪失
- 3 制裁の効果は、「野球部活動にかかわることの禁止」(謹慎)、「学生野球団体の登録抹消」(登録抹消・登録資格喪失)、「学生野球資格の喪失」(除名)であり、教員の資格には影響を与えない。
- 4 したがって、日本高野連から「謹慎、登録抹消・登録資格喪失、除名」の制裁を受けた指

導者(教員)であっても、学校において授業を行うことについては何の制約もなく、授業が「体育」であり、その内容が「野球」であっても異なる点はない。

6.1.1 部活動としての野球部の指導

- 1 校長が、当該校の「謹慎、登録抹消・登録資格喪失、除名」の処分を受けた指導者に対して、当該校野球部の指導を指示した場合はどうなるか。
- 2 当該野球部は、競技団体である日本高野連に登録をしている以上、
 - 学校教育活動の一環としての側面、
 - 競技団体である日本高野連に加盟する野球部の活動としての側面、 を合わせ持つことになる。
 - (1) 校長が、日本学生野球協会から「謹慎、登録抹消・登録資格喪失、除名」の制裁を 受けた「指導者(教員)」であっても、当該制裁を受けた教員を野球部の顧問とすること は、校長の専権であり、日本学生野球協会の処分に拘束されることはない。
 - (2) 日本学生野球協会から「謹慎、登録抹消・登録資格喪失、除名」の制裁を受けた 「指導者(教員)」を野球部の顧問として、日本高野連に加盟しない高校の部活動とし ての野球部チームの指導を行わせることも自由である。
 - (3) しかし、当該高校野球部が、日本高野連に加盟する野球部としての活動をするためには、日本学生野球協会の規則を遵守しなければならず、日本学生野球協会から「謹慎、登録抹消・登録資格喪失、除名」の制裁を受けた「指導者(教員)」は日本高野連に加盟する野球部の指導者とはなれず、日本高野連加盟野球部としての登録資格はない

日本高野連においては、野球部としての登録あるいは大会への登録では、部員の 外指導者の登録も求められる。当該高校野球部が、「謹慎、登録抹消・登録資格喪失、 除名」の制裁を受けた「指導者(教員)」を登録しようとしても、日本高野連はこれを受け 入れないことになる。

当該校が、日本学生野球協会の規定に基づき、指導者としての登録資格を有する

指導者を選任しない場合には、野球部としての登録要件に欠けることとなり、当該高校野球部は、日本高野連の加盟団体、日本高野連が主催する大会への参加登録ができないこととなる。

3 逆に、野球部としての登録あるいは大会への登録がなされた指導者(教員)であっても、 学校内において、野球部の指導者から排除された場合は、当該指導者(教員)は、野球部 の指導者(教員)の資格を失っている。

当該校は、新たな指導者(教員)を選任し、日本高野連の登録指導者の変更をしなければならない。

このような手続をとらない場合は、日本高野連に加盟する野球部としての要件を満たさないことになる。

4 上記の関係を表にすると下記のとおりである。

学校内の指導者の選任と日本学生野球協会の制裁

		学校内の指導者としての選任	
		ある	ない
日本学生野球協会の「謹慎、登録抹消・ 登録資格喪失、除名」の制裁	ない	А	В
	ある	С	D

- (1) 日本高野連に加盟する野球部の指導者に関する規定は、憲章第 7 条第 2 項及 び第 3 項のとおりである。
 - 2 加盟校の学校長は、適任者として認めた教員から当該加盟校の部長を選任する。全日本大学野球連盟及び日本高野連は、それぞれ教員の範囲を定める。
 - 3 加盟校の学校長は、適任者として認めた者から当該加盟校の監督、コーチ等 指導者を選任する。
- (2) 日本高野連に加盟する野球部の「部長、監督、コーチ等の指導者」の選任権は、校長にある。

日本高野連に加盟する野球部の「部長、監督、コーチ等の指導者」は、憲章に基づき、

- (a) 学生野球資格 野球部活動に参加する資格(憲章第3条第13号)が求められ (憲章第12条第3項)、
- (b) 加盟校の野球部としての登録資格を有し(憲章第28条第3号)」、
- (c) 「野球部活動にかかわることの禁止」(憲章第 28 条第 1 号)」がなされていない、 との要件を満たす必要がある。表の A の場合である。
- (3) したがって、表の C の場合、すなわち、憲章上、日本高野連に加盟する野球部の「部長、監督、コーチ等の指導者」となる資格を有しない者を、校長が野球部の「部長、監督、コーチ等の指導者」として選任しても、当該野球部の指導者としての登録はできないものである。

もちろん、日本高野連に加盟しない野球部として活動する道を選択するならば、校長が、日本学生野球協会では「部長、監督、コーチ等の指導者」となる資格を有しない者を、当該校野球部の「部長、監督、コーチ等の指導者」として選任することは自由である。

当該野球部は、日本高野連に対する登録を抹消すれば、日本学生野球協会の規則に制約されることはない。

- 5 2007 年に生じた特待生問題の際に、日本高野連は、「野球特待生制度」実施校及び 野球部に対する対応をしたが、その中に、
 - ① 「『野球特待制度』実施校は、申告時をもって責任教師を退任させ、代替の責任教師を委嘱、所属連盟に届け出ること」
 - ② 「『野球特待制度』実施校野球部責任教師は、引責辞任とし、別途日本学生野球協会審査室の審議を経て有期の謹慎処分とする」

ことがあった。

この日本高野連の処分内容の「野球部責任教師を退任させ」、「引責辞任」という表現は厳しい批判を受けた。

^{*11 2010}年改正前の憲章の定めであり、改正後の憲章では、「部長」に相当する。

この表現は、所属連盟に登録された責任教師(野球部長)が謹慎処分を受けると、その学校が引き続き大会に参加するためには、別の教員を改めて責任教師として登録変更する必要があることを説明したものであった。

しかし、不正確な表現であるため、当該校が謹慎処分を受けた当該責任教師を交代 させた後の処遇については、

- 当該学校長の専決事項であるにもかかわらず、
- 日本高野連が教師としての退任、辞任を指示している、 かのように受け取られたのである。
- 6 「所属連盟に登録された責任教師(野球部長)が謹慎処分を受けると、その学校が引き 続き大会に参加するためには、別の教員を改めて責任教師として登録変更する必要が ある」ことは正しい措置であるが、校長の権限と競技団体の権限とを正確に説明すること が重要であることを示している。

まとめ

高校運動部活動に関する学校の権限と当該運動部が加盟している競技団体の権限との関係について、2013年の日本バスケットボール協会における検討を踏まえて解説した。この両者の関係が正しく理解され、建設的な議論がなされることを願っている。

以上